

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十一号

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部を改正する条例

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例（平成三十年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

徳島県スポーツ・文化未来創生基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 県民のスポーツ及び文化に対する関心を高め、これらの活動に参加する社会的機運を醸成するとともに、東京オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の成果を継承し、本県のスポーツ及び文化を振興することにより、活力ある徳島の未来を創生する事業に要する経費に充てるため、徳島県スポーツ・文化未来創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例による東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金は、改正後の徳島県スポーツ・文化未来創生基金条例による徳島県スポーツ・文化未来創生基金とみなす。